## 商品概要説明書

## スーパー定期貯金<複利型>

(平成30年7月1日現在)

商品名	・スーパー定期貯金<複利型>		
ご利用いただける方	・個人のみ		
期間	・定型方式		
	3年、4年、5年		
	・期日指定方式		
	3年超5年未満		
	・定型方式の場合は預入時のお申し出によ	り自動継続(元金継続または元利金	
	継続)の取扱いができます。		
預入方法			
(1) 預入方法	・一括預入		
(2) 預入金額	・1,000円以上		
(3) 預入単位	・1 円単位		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
	・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円		
	以上1円単位で、当JA所定の中途解約	利率により一部支払いが可能です。	
利 息			
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用しま	す。なお、約定利率を金額階層別に	
	設けている場合で、一部支払い後の残高	により金額階層も変更となる時は、	
	一部支払いした日から満期日まで変更後	の約定利率を適用します。自動継続	
	の場合には、原則としてこの定期貯金の	自動継続時の約定利率を当該満期日	
	まで適用します。		
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。		
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とす	る日割計算で6か月ごとに複利計算	
	をします。		
(4)税 金	• 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)		
(-) A diffice	※平成49年12月31日までの適用となります。		
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
方法			
手数料 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	一 	WITT TO MET TO LE	
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。		
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0,5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま		
		丁台非珠忱制度」) の取扱いができま	
中途解約時の取扱い	す。   ・満期日前に解約する場合は、以下の中途∮	図約利率(小数占第4位以下切捨て)	
一一次5万米小3n44074X7X0。			
	により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1)約定した預入期間が3年以上4年未満の場合		
	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	
	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	
	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	
	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	
	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	
	⑥ 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%	
	(2) 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合		
	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	
	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	
	③ 1年以上2年未満	約定利率×20%	
	④ 2年以上3年未満 ⑤ 2年以上5年末港	約定利率×30%	
	⑤ 3年以上5年未満 (3) 約束した至う期間が5年の場合	約定利率×60%	
	(3)約定した預入期間が5年の場合	級約ロにもはて並ば心へ利を	
	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	

	② 6かり	月以上1年6か月未満	約定利率×10%	
	③ 1年	6か月以上3年未満	約定利率×20%	
	④ 3年月	以上 4 年未満	約定利率×40%	
	⑤ 4年月	以上 5 年未満	約定利率×60%	
貯金保険制度	• 保護対象			
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保			
	護されます。			
苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情	(以下「苦情等」という。) につきま	
紛争解決措置の内容		しては、当JA本支店(所)	または金融部(電話:059-22	
		9-3504)にお申し出く	ださい。当JAでは規則の制定など	
	苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 苦情等の解決を図ります。			
		また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する一般社団法 人 J Aバング相談所(電話:03-6837-1359)でも、		
		苦情等を受け付けております	<b>├</b> 。	
	紛争解決措置		して解決を図りたい場合は、次の機	
	関を利用できます。上記当JA金融部または一般社団法人JA			
		バング相談所にお申し出くた		
		愛知県弁護士会紛争解決セン	,,	
		民間総合調停センター(大阪 ※JAバンク相談所を通じて		
		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人 J Aバング相談所にお申し出く	
		ださい。	A THROUGH OH	
その他参考となる	•満期日以後(		売日における普通貯金利率により計	
事項	算します。	, т = 12004 (2014 г.) - 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A津安芸